$V_{R,i}$　：全般機械換気設備ｉの参照機械換気量（単位　１時間につき立方メートル）
f_{prim}　：別表第６に掲げる電気の量１キロワット時を熱量に換算する係数（単位　１キロワット時につきキロジュール）
$p_{v,i}$　：局所機械換気設備ｉの消費電力（単位　ワット）

(ハ)　$f_{SFP,i}$は、機械換気設備の種類及び仕様並びに全般機械換気設備の設計風量を勘案して算出するものとする。

(ニ)　$V_{R,i}$は、当該単位住戸の床面積の合計に、天井高及び全般機械換気設備に求められる換気回数を乗じた値に余裕率を勘案し、機械換気設備の有効換気量率で除して求められる換気量とする。

ニ　E_Lは、次の(イ)から(ニ)までに定める方法によるものとする。

(イ)　E_Lは、次の式により算出するものとする。

$$E_L=\sum_{t}^{n}\sum_{i}^{m}E_{L,t,i}$$

この式において、$E_{L,t,i}$、ｍ及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。
$E_{L,t,i}$　：時刻ｔにおける１時間当たりの照明区画（照明器具の種類、照明設備の制御方法及び配置、照度の設定、室等の形状並びに内装仕上げが同一の部分をいう。以下同じ。）ｉに設置される照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位　１時間につきメガジュール）
ｍ　：当該単位住戸における照明区画の数
ｎ　：照明区画ｉにおける年間点灯時間（単位　時間）

(ロ)　$E_{L,t,i}$は、以下の式により算出するものとする。

$$E_{L,t,i}=P_i\times C_i\times f_{prim}\times 10^{-6}\times r_{i,d,t}$$

この式において、P_i、C_i、f_{prim}及び$r_{i,d,t}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。
P_i　：照明区画ｉに設置される照明設備の消費電力の合計値（単位　ワット）
C_i　：照明区画ｉに設置される照明設備の消費電力の補正値
f_{prim}　：別表第６に掲げる電気の量１キロワット時を熱量に換算する係数（単位　１キロワット時につきキロジュール）
$r_{i,d,t}$　：時刻ｔにおける照明区画ｉに設置される照明設備の使用時間率

(ハ)　P_iは、照明設備の種類及び仕様並びに照明区画ｉの床面積を勘案して算出するものとする。

(ニ)　C_iは、照明設備の設置状況及び用途、調光、人感センサー並びに多灯分散照明方式の採用の有無を勘案して算出するものとする。

ホ　E_Wは、次の(イ)から(ホ)までに定める方法によるものとする。

(イ)　E_Wは、次の式により算出するものとする。

$$E_W=\sum_{d}^{D}E_{W,d}$$

この式において、$E_{W,d}$及びＤは、それぞれ次の数値を表すものとする。
$E_{W,d}$　：日付ｄにおける１日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位　１日につきメガジュール）
Ｄ　：給湯設備の年間稼働日数（単位　日）

(ロ)　$E_{W,d}$は、給湯設備の種類及び仕様、外気温湿度、給水温度並びに給湯負荷を勘案し、日付ｄにおける１日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、以下の式により算出するものとする。

$$E_{W,d}=C_{W,d}\times L_{W,d}$$

この式において、$C_{W,d}$及び$L_{W,d}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。
$C_{W,d}$　：日付ｄにおける１日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費係数
$L_{W,d}$　：日付ｄにおける１日当たりの給湯負荷（単位　１日につきメガジュール）

(ハ)　$C_{W,d}$は給湯設備の種類及び仕様、外気温湿度、給水温度並びに給湯負荷を勘案した数値とする。

(ニ)　$L_{W,d}$は、当該単位住戸の床面積、外気温湿度、給水温度、節湯器具の仕様及び給湯配管の仕様を勘案するものとし、さらに太陽熱利用設備を利用する場合においては太陽熱利用設備の種類、仕様、直達日射量及び天空放射量を勘案して算出するものとする。

(ホ)　エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第６に掲げる値を用いるものとする。

ヘ　E_Sは、次の(イ)及び(ロ)に定める方法によるものとする。

(イ)　E_Sは、次の式により算出するものとする。

$$E_S=\sum_{t}^{n}\sum_{i}^{m}E_{E,s,t,i}\times f_{prim}\times 10^{-3}$$

この式において、$E_{E,s,t,i}$、ｍ、ｎ及びf_{prim}は、それぞれ次の数値を表すものとする。
$E_{E,s,t,i}$　：時刻ｔにおける１時間当たりのエネルギー利用効率化設備ｉによる消費電力量の削減量（単位　１時間につきキロワット時）
ｍ　：当該単位住戸におけるエネルギー利用効率化設備の数
ｎ　：エネルギー利用効率化設備ｉの年間稼働時間（単位　時間）
f_{prim}　：別表第６に掲げる電気の量１キロワット時を熱量に換算する係数（単位　１キロワット時につきキロジュール）

(ロ)　$E_{E,s,t,i}$は、気象条件、設備の性能及び設置状況を勘案して算出するものとする。

ト　E_Mは、２－２の(1)のへに定める方法によるものとする。

(2)　共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については、(1)により算出した各単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計に、共用部の設計一次エネルギー消費量を加算するものとする。共用部の設計一次エネルギー消費量は、第１の２－３に定める方法を用いるものとする。

第３　複合建築物に係る判断の基準

複合建築物の建築主等は、次の１及び２に適合する措置を講ずるものとする。

１　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

複合建築物の建築主等は、法第53条第１項の規定による認定の申請をしようとする複合建築物全体又は複合建築物における一の住戸（以下第３において「単位住戸」という。）（以下「認定申請複合建築物」という。）の住宅以外の用途に供する部分については第１の１に、住宅の用途に供する部分については第２の１に、それぞれ適合する措置を講ずるものとする。ただし、複合建築物における住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合においては、当該部分について第２の１に適合する措置を講ずるものとすることができるものとする。

２　一次エネルギー消費量に関する基準

２－１　複合建築物の建築主等は、当該認定申請複合建築物の設計一次エネルギー消費量（２－３に定める方法により算出した数値をいう。）が、当該認定申請複合建築物の基準一次エネルギー消費量（２－２に定める方法により算出した数値をいう。）を上回らないようにするものとする。

２－２　基準一次エネルギー消費量の算定方法

複合建築物の基準一次エネルギー消費量は、複合建築物全体については(1)に定める方法、複合建築物における単位住戸については(2)に定める方法によるものとする。